

日常生活用具給付事業費用負担基準額表

本人の属する世帯の階層区分		費用負担基準月額	加算基準月額
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)	円 0	円 0
B	市町村民税非課税世帯	1,100	220
C1	所得税非課税世帯	市町村民税所得割非課税世帯(均等割のみ課税)	2,250
C2		市町村民税所得割課税世帯	2,900
D1	所得税課税世帯	3,000円以下	3,450
D2		3,001円以上6,000円以下	3,800
D3		6,001円以上10,500円以下	4,250
D4		10,501円以上15,000円以下	4,700
D5		15,001円以上20,200円以下	5,500
D6		20,201円以上26,200円以下	6,250
D7		26,201円以上57,700円以下	8,100
D8		57,701円以上75,000円以下	9,350
D9		75,001円以上97,500円以下	11,550
D10		97,501円以上150,000円以下	13,750
D11		150,001円以上261,900円以下	17,850
D12		261,901円以上398,700円以下	22,000
D13		398,701円以上1,079,400円以下	26,150
D14		1,079,401円以上1,741,800円以下	40,350
D15		1,741,801円以上1,906,800円以下	42,500
D16		1,906,801円以上2,577,700円以下	51,450
D17		2,577,701円以上3,391,800円以下	61,250
D18		3,391,801円以上4,447,200円以下	71,900
D19	4,447,201円以上	全額	左記の費用負担基準月額の欄に定める額の10分の1に相当する額。ただし、その額が17,120円に満たない場合は、17,120円とする。

備考

- 「世帯」とは、障害者と生計を一にする消費経済上の1単位をいい、居住を一にしていない場合であっても、同一世帯として認定することが適当であるときは、同一世帯とする。ただし、当該世帯に障害者の扶養義務者以外の者がいるときは、その者を除くものとする。
- 「被保護世帯」とは、同一世帯員と認められた世帯の中心者が生活保護法による生活扶助、医療扶助等を単給又は併給のいずれかを問わず受けている世帯をいう。
- 「市町村民税非課税世帯」とは、同一世帯員と認められたすべての世帯員が当該年度(7月1日から翌年の6月30日までをいう。以下同じ。)において市町村民税が課税されていない者である世帯をいう。

- 4 「所得税非課税世帯」とは、同一世帯員と認められたすべての世帯員が当該年度において前年分（翌年の1月1日から6月30日までにあつては、前々年分）の所得税を納付すべき者がいない世帯をいう。
- 5 当該世帯の所得税額が4,447,200円以下である場合において、当該障害者が世帯主又は当該世帯における最多収入者であるときは、1により算出した額の2分の1に相当する額をもって自己負担額とする。
- 6 同一月内に同一世帯の2人以上の障害者につき給付を行う場合には、当該各障害者につき、自己負担額を算出するものとし、2人目以降の者については、いずれも、加算基準月額欄に定める額とする。
- 7 1から6までにより算出した額が、用具の給付に要した費用の額を超えるときは、当該費用をもって自己負担額とする。この場合において、用具の給付に要した費用は、別表第1の基準額欄に定める額の範囲内とする。
- 8 10円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額を自己負担額とする。
- 9 毎年度の本表の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。